

(別紙1)

令和元年12月10日

野田市議会議長 竹内 美穂 様

議会運営委員会

委員長 平井 正一



行政視察報告書

1 出張者

- (1) 委員 平井 正一 内田 陽一 呂樂 等 星野 幸治
山口 克己 染谷 信一 石原 義雄
- (2) 議長 竹内 美穂
副議長 古橋 敏夫
- (3) 随行職員 市政推進室主任主査 野口 真喜
議会事務局長 根本 一弘
議会事務局主任主事 大塚 崇史

2 視察先及び調査事項

- 愛知県瀬戸市 議会改革について（予算・決算審査に係る提言書、ICTの活用等）
- 岐阜県可児市 議会改革について（ICTの活用、議員報酬の取り組み等）
- 石川県加賀市 議会改革について（予算・決算委員会、議会のICT化等）

3 視察期間

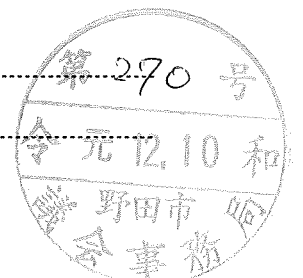
令和元年11月6日（水） ～ 令和元年11月8日（金）

4 視察報告

- (1) 瀬戸市 議会改革について（予算・決算審査に係る提言書、ICTの活用等）

◇ 瀬戸市の概要と視察地選択の理由

①市制施行 昭和4年10月1日



②人 口 130,046 人 (55,182 世帯)

③面 積 111.40 km²

④視察地選択の理由 (市政との関連性)

瀬戸市は予算審査後及び決算審査後に提言書を市長に対して提出していることから、今後当市議会が予算の編成や執行に審査結果を反映させる仕組みを構築する際の参考になると考えられる。

また、平成30年6月定例会から本格的にタブレット端末の運用を開始しており、直近で運用を開始した例としてICT化による議会運営の効率化においても参考になると考えられることから、視察地として選択したものの。

◇ 視察時の状況

①視察時間 午後1時35分 ～ 午後3時20分

②視察会場 瀬戸市議会第1委員会室 (市役所北庁舎5階)

③対応者職氏名 瀬戸市議会改革推進特別委員会委員

臼井 淳 氏

瀬戸市議会事務局議事課長 長江 敬 氏

瀬戸市議会事務局議事課議事調査係長

内藤 寛之 氏

◇ 調査事項の概要

瀬戸市議会として臼井議員が挨拶。当市議会平井委員長の挨拶の後、内藤議会事務局議事課議事調査係長及び臼井市議会議員から説明を受けた。

瀬戸市における議会改革は、平成17年8月、議会の活性化を図る事を目的として「特に必要性、緊急性の高い項目について各派代表者会で協議を進める」という議長提案として始まった。この取り組みは、この年度を第1期 (平成17年8月～平成18年3月) とし、各派代表者会での協議が行われ、その結果について「1、協議が整い実施されることとなった項目」及び「2、引き続き協議されることとなった項目」として整理と積み重ねが行われた。この各派代表者会での協議・実施方式は第10期 (平成26年5月～平成27年3月) まで継続されたが、議題が多岐にわたり議会活性化に特化した協議に傾注できない状況、議長の諮問機関であるため議長発議の議題が中心であること、議会改革は時の議長の考え方によるものではなく、議会全体の問題として議員一人一人が問題意識を持って議論できる組

織の中で検討すべきであることから、任意の会議体として「議会改革推進委員会」を設立（平成27年6月30日議運で決定）、活動を開始した。

第11期（平成27年5月～平成28年4月）の議会改革推進委員会では、反問権の実施、議会の広報広聴協議会の立ち上げ等に加え、議会改革推進委員会を法定の委員会として位置づけ、議会改革推進特別委員会とすることや議会基本条例策定スケジュール（案）の作成を行った。

第12期（平成28年5月～平成29年4月）では、議会改革推進特別委員会（委員6名、基本毎週月曜午後開催）が活動を開始。議会基本条例の策定（平成29年4月1日施行）、専門的知見の活用として議員研修会及び市民との合同研修会の実施等を行った。

第13期（平成29年5月～平成30年4月）では、瀬戸市版事業評価シートを作成し理事者に提示、定例会議案の説明資料の統一様式を理事者に提案、議会基本条例の評価検証方式について協議、専門的知見の活用として議員研修会で議会基本条例及び予算審議についての勉強・意見交換の実施、他市視察として福島県会津若松市で予算決算準備会の傍聴・意見交換の実施等を行った。また、広報公聴協議会では、ホームページ作成部会で「瀬戸市ソーシャルメディア運用方針」を定め、議会のICT化としてFacebookページの立ち上げ、運用を開始した。さらに、ICT推進プロジェクトチームでは、タブレット端末導入の検討を開始。導入目的、効果、詳細について13回の会議で協議。要綱や利用基準を策定の上、議会運営委員会で承認。平成30年3月定例会で試行、6月から本格運用を開始した。

第14期（平成30年5月～平成31年4月）では、平成31年4月の統一地方選を前に議員定数は現状維持で合意、政務活動費の額の見直しについて議論し増額の要求、政策サイクルの変更等を行った。変更後の政策サイクルは議会報告会を廃止し、地区別意見交換会を開催、市民から出された意見等の取り扱い結果はまとめられ、次の意見交換会の冒頭で市民に報告、同時に議会HPで公開するというもの。また、当初予算及び決算審査に向け、市民との意見交換会で得られた意見、一般質問で課題とされた項目を踏まえ、分科会として問題意識を持ち、特に重層的に審査すべきと考えられる主要事業、重点事業及びその論点を抽出することを目的に「予算（決算）準備会」を設置した。

▽予算（決算）準備会から分科会・全体会への流れ（ルール）

予算決算審査の各招集告示の2か月前より2回の準備会（①議員のみで開催し、当該年度の当初予算概要に掲載されている事業及び当該年度予算審査で注目した事業を中心に審議事業の選定及び市民意見の調査研究②担当課からヒアリング）と議員個々での選定事業に対する論点の抽出・整理後、会派内での討議・合意形成→招集告示後に第3回準備会を議員のみで開催し、委員間討議と分科会としての論点整理→理事者同席の予算決算委員会分科会を開催し、準備会を経て抽出された論点に基づき委員による関連質疑（論点以外での質疑も可）、争点ごとに委員間討議（理事者への提言は討議の際に発言）→理事者退席後、提言について文案を精査し、予算決算委員会全体会へ提出→予算決算委員会全体会（26名）を開催。委員長報告後、提言事項及びその他について討議、採決（3分の2以上の賛成で決定）し、提言をとりまとめ、委員長から議長へ提出。

提言及び申し入れについては、瀬戸市における議会改革の流れの中で議会運営委員会のルールとして運用されている。その規定は、「「提言」は議案・議題に対するもので、常任委員会で発議・決定がされる。決定の方法は3分の2以上の賛成で決定。ただし予算決算委員会では分科会で発議され、1名以上の賛同者が有る場合に、全体会へ報告し、討議及び採決を行う。「申し入れ」は、①審査にあたっての要望等と②その他議会運営上のことがあり、①の提案（発議）があった場合は、その趣旨と内容を確認する程度にとどめるが、1名以上の賛同者がある場合にこれを議長へ報告し、議長及び議会運営委員長の判断により議会運営委員会での協議事項とする。②については議会運営委員会で発議・決定される。決定の方法はいずれも多数決（ただし全会一致に向けて調整は行う）」（平成29年3月議会運営委員会で確認）。「提言書」は平成27年9月から始まり、28本提出。

「申し入れ」は平成28年9月から始まり、5本提出。合計33本（件）が議長から市長に提出された。しかし、この手続きによっても、委員以外の意見が反映できないなどのいくつかの問題点が出され、現在も改正を進めている。これで完成という訳ではなく、そのつど立ち止まって検討しているのが現状。

問題意識として、次のことが挙げられた。①提言を出す、実施するか

どうかは理事者の判断である。②住民意見が提言に反映された場合、成果の報告ができないと苦しい。③準備会と委員会でルール作りがされてきたが、個人・会派を乗り越えての取り組みがやり切れていない。

また、臼井議員の意見として、次の点があった。①形は作ったが中身は問題山積。②賛否の中身を理事者に伝える意識が必要。議会は住民自治だから伝えなければならない。③提言は結果。議論のプロセスを伝える必要がある。④公開性は必要。全員協議会におけるクローズドでなければいけない部分を除きオープンにするべき。⑤議員はパフォーマンスだけではなくデータで議論すべき。⑥自治の問題だから、会派や政党というより各委員会としてまとまる必要がある。

瀬戸市におけるICTの活用については、平成29年6月から設置された議会運営委員会の諮問機関「ICT推進プロジェクトチーム（各会派から合計6名）」により、タブレット端末導入の検討開始。導入目的（①市民への議会の見える化②ペーパーレスなど議会運営の効率化③情報共有機能など議会の活性化④災害時の情報共有など危機管理体制の強化）、効果、詳細について13回の会議で協議。要綱や利用基準を策定の上、議会運営委員会で承認。平成30年3月定例会で試行。同年6月から本格運用となった。

・利用形態：Wi-Fi+Cellularモデル 議会のみ導入

※執行部との協業は不可（セキュリティの関係）

・タブレットの仕様：iPad Pro 12.9インチ 64GBモデル iOS

・システム選定（ペーパーレス会議システム）：moreNOTE 500,000円/年
（グループウェア）：サイボウズ 200,000円/年

・費用負担：レンタルプラン（32台）1台1月当たり

データ定額パック（7GB） 5,700円

端末レンタル料 3,000円

保守パック 300円

MDM 300円

割引額 △5,300円

合計 4,000円

※全額議会費負担（個人負担、政務活動費支出なし）

・ルール：「使用要綱」「グループウェア利用基準」

- ・外部持ち出し、市民への説明責任をはたしてゆく
- ・議会、議員活動に関係のない用途に用いることは禁止
- ・アプリのインストールは議長の許可制

現状の課題として以下の問題等が挙げられる。

- ①同時閲覧できる資料の数に限界がある。
- ②個人のスキルに開きがある。
- ③セキュリティ強化（inet 環境）のため、資料のアップデートが複雑。
- ④プレゼンツールとして活用しきれていない。

なお、臼井議員（議会改革推進特別委員会委員）は操作性などについて、個人的な見解として、以下の点を挙げた。

- ・メモ機能が付いているので書き込める。ただし、書きにくく、議論しながらの使用は難しい。→結果、紙にメモを取るなどで対応している。
- ・スケジュール機能は便利。
- ・これからの流れとしてはこれではないか？できない議員も避けられない。慣れていただくしかない。

◇所見（市政の課題等に対する実現可能性等）

瀬戸市の議会改革の歴史は古く、平成 17 年の議長提案から始まった。「各派代表者会」による協議・実施方式は第 10 期（平成 26 年 5 月～平成 27 年 3 月）まで継続されたが、「議会改革は、時の議長の考え方によるものではなく、議会全体の問題として議員一人ひとりが問題意識を持って議論できる組織の中で検討すべき。」とのことから、「議会運営に関わることは各派代表者会ではなく、公式の会議である議会運営委員会を中心に協議してゆく」とした。しかし、議会運営委員会についても協議内容が多岐にわたることから、議会改革に特化した内容を協議するための「議会改革推進委員会」を設立し活動を開始した。平成 27 年度からのこの考え方の変更が、現在の瀬戸市における「議会改革」の新しい動きの出発点となったと思える。平成 31 年 3 月の議会改革推進特別委員会活動報告書では、「議会基本条例を平成 29 年 4 月に施行したことで、その後の議会改革が一気に加速した。」とし、「議会改革推進特別委員会委員だけでなく、正副議長はじめ議員 26 人の力を結集し、議会改革に取り組んできたことによるものである。」と結んでいる。

現在野田市では、委員会における「提言」の制度は無い。予算決算は特別委員会としてその都度構成する事となっており、瀬戸市のような常任委員会として分科会単位での審議方式ではなく、また、準備会がないため、選定した中心的5～6事業に係る告示2か月前からの調査・協議・ヒアリングや個人・会派での調査研究も行われていない。準備会や分野別分科会のあり方は予算（決算）の審議においてより論点が明確になり、議会からの「提言」として行政運営への反映もきめ細かく行えるのではないかと考える。

野田市では、議会改革について歴史的に見れば瀬戸市議会が取り組んできた幾つかの項目に当てはまるものはある。しかし、①市民の意見を議会として聞き、市政に反映する仕組みはできていない。議会としての市民への「報告会」「意見交換会」も持っていない。瀬戸市議会と言う「住民との意見交換会を起点とした政策サイクル」は行われていない訳で、この仕組みを組み立てて制度化する事は必要ではないかと考える。②議会改革検討準備に特化した「推進委員会」又は「推進特別委員会」を設置する事も促進する意味では必要と考える。ただし、この委員会設置はかなりの負担があり努力が必要。瀬戸市議会の経過を見ても委員会は毎週開催となっていた。③「議員全員の議会改革」の意識づくりは重要と考えるが、議会の役割や法制度上の問題も含め専門的知見を活用する機会の設定が必要ではないかと考える。瀬戸市では議会改革についての専門家を交えた勉強会や意見交換、他市への行政視察などが頻回に行われている。④瀬戸市では「議会基本条例」の制定が第一義的な問題として述べられているが、できるものはすぐにやる姿勢が必要と考える。

以上のことを踏まえ、野田市での議会改革を進める上で、次のことが考えられる。①正副議長・議員個々の意識改革が必要であり、議会改革についての専門的知見を含む勉強を重ねる必要がある。②早急な取り組みが必要。③議会としての総意のもとに推進する体制が必要。④事務局の強化が必要。⑤「提言」や「申し入れ」は行政当局への議会としての審議結果の発言・提案であり、公開を原則としてのルール作りについても検討・協議が必要。

野田市におけるICTの活用は、全国的にも導入が始まっている「タブ

レット端末の採用」について具体的な検討を開始する必要があると考える。瀬戸市での経験からも「導入の目的」を議会として明確にした上で「利用形態」や「機器の仕様」「システム選定」が行われるべきと考える。議会の総意として推進できるよう議員間での意見交換を始めるとともに、「調査・検討・提案」を行える最初の一步として、プロジェクトチームの立ち上げが必要と考える。



(2) 可児市 議会改革について (ICTの活用、議員報酬の取り組み等)

◇ 可児市の概要と視察地選択の理由

①市制施行 昭和57年4月1日

②人口 101,566人 (41,429世帯)

③面積 87.57 km²

④視察地選択の理由 (市政との関連性)

可児市の議会改革に対しては、野田市の議会運営委員会が平成28年1月12日に行政視察を行っているが、その後も積極的に議会改革に取り組んでおり、議員定数報酬検討特別委員会報告書の作成や、この5年間の取り組み成果の検証と、さらなる議会改革のために、平成28年1月に18歳以上の市民2,000人を対象に第2回目の市民アンケート調査の実施をするなど、改めて議会改革への取り組み状況について視察すべきと考えたもの。

◇ 視察時の状況

①視察時間 午前10時 ~ 午前11時50分

②視察会場 可児市議会全員協議会室 (市役所5階)

③対応者職氏名 可児市議会議長 伊藤 壽 氏

可児市議会副議長 天羽 良明 氏

可児市議会議会運営委員長 伊藤 健二 氏

可児市議会議員 澤野 伸 氏

可児市議会議員 川合敏己氏

可児市議会事務局長 伊左次敏宏氏

◇ 調査事項の概要

冒頭、伊藤可児市議会議長から挨拶、平井委員長の挨拶があり、その後、川合議員、澤野議員から、ビデオ「議会のトビラ」また、パワーポイントによる「定数・報酬(検討経過報告)」並びに「議員定数報酬検討特別委員会報告書」について、詳細なる説明を受けた。

ビデオ「議会のトビラ」では高校生議会やママさん議会、議会報告会の当時の様子の画像を見ながら説明を受けた。

次に、パワーポイントによる「可児市議会 定数・報酬 検討経過報告」では、まずはじめに地方議員を取り巻く環境についての説明があり全国的に地方議員のなり手がなくなることをはじめ、地方議会・議員を取り巻く環境は厳しさを増していることの原因として「議員報酬が生活給ではない。退職金がない。議員年金の廃止など」がとりあげられており、専門的知見では「政治家が尊敬されない風潮がある。これが続くと将来、政治家を希望する子供たちがいなくなってしまう。議員報酬を考えていく中で、リスペクトに値するふさわしい待遇というものも考えていくべきである」とのご意見をいただいていることなどを教えて頂いた。

そのような状況の中で市民福祉向上への取り組みとして、議会改革（議会報告会や各種懇談会の実施。高校生議会、ママさん議会の開催。政策提言型議会へなど）を実施された内容について説明があった。

次に定数報酬検討過程では、平成25年10月にプロジェクトチームが設置され、26年9月の議会活性化特別委員会の設置、27年10月の議員定数報酬検討特別委員会の設置、29年9月の新たなプロジェクトチームの設置等について説明があった。

次に基本的方針（可児市議会基本条例を基本に）、使命と将来像（市民参加の推進、情報公開、議員間討議。合議制の特性を生かし、市民の多様な意見を集約し市政に適切に反映。適正な議会運営機能と行政の監視チェック機能だけではなく、行政が示す政策を適正に評価し、さらには政策提言を行う）、そして議員定数、議員報酬の項目について説明があった。

続いてアンケート結果（28年1月実施。市議会の議員定数について。報

酬について)、自治連要望(議員定数、議員報酬について)、活動量調査(28年2月から1年間。全議員の活動内容、場所、時間を記録表に記入)、県内他市との比較(実際の定数と加重平均値、議員報酬について)、まとめ(定数減は議会費の削減になる一方で、多様な市民意見を市政に反映できなくなる懸念もある。活動量に合わせた議員報酬)、今後の課題(多くの方々の参加が得られる魅力ある議会・議員の制度を目指し、定数・報酬を更に検討。議会の見える化を推進)などについて、説明を受けた。

そして、「議員定数報酬検討特別委員会報告書」に基づく説明、特に議員報酬の項目では「市民感情を加味し検討」「議員の職務の特徴から考え、答申による労働価値説的な原価方式報酬を検討することは、好ましくない。どのような役割を果たして、どのような効用を生み出したかで判断する効用価値説的な方法で検討」「議員報酬の比較対象は、議会は主に執行部の部長や課長と政策論争を行い、市民への行政サービス向上を図っている実態から考え、部長や課長クラスと比較することが適当」「役職に対する報酬の検討は、活動量の記録でその量的な側面から検討することもひとつではあるが、あくまでも超過勤務時間量ではなく、管理職としての報酬加算としてとらえるべき」などの議会活性化特別委員会の結論を受け、議員定数報酬検討特別委員会では「改正する場合は基準等の明確な改正理由が求められる」という背景の中で、更に具体的に検討が進められ、「議会、議員の活動量は、地方分権の進展、議会改革で議会、議員活動が活性化すれば、必然的に増加すると予想され、報酬額も増額となるので市民等への十分な説明が必要となる」「生活給の考えや適正な費用弁償の見直し、役職に対する報酬等も考慮され、報酬面での適正化が図られれば、議員職がより魅力あるものとなり、議員を志す人を増やすことにもつながる。そして若い人たちが議員活動に専念することができ、議員活動の基盤として安定したものになる」「いずれにしても、議員報酬について基準や根拠を示したら、市民との議論を重ねていくことが必要となる」と結論づけされ、具体的には、検討結果において議員報酬は1万円の引き上げ、議長、副議長及び各委員会の正副委員長の報酬加算(見直し後)についても、議長が必要であれば見直しを行うとしたうえで現行と同じ8万円の加算、副議長は5千円引き上げの3万円加算、常任委員長は5千円引き上げの1万5千円

加算、常任副委員長は新たに 5 千円加算とした。しかしながら、特別職報酬等審議会への附議に至らず、実施は見送られたとのこと。

次に、もう一つの視察項目である ICT の活用については、「Facebook を活用した議会情報の発信」をはじめ「議場への iPad 持ち込み及び議場スクリーン設置による一般質問などでの資料表示」「グループウェアによる議員間の意見交換や事前に資料を入れておけば、いつでも見られる」などの活用状況を聞いた。

上記のような説明を受けた後、「議員の活動量調査について」「アンケート調査について」「議員報酬について」「政務活動費について」「議会報告会について」「高校生の模擬選挙について」など、それぞれ質問を行い、詳細なる説明を受けた。

◇ 所見（市政の課題等に対する実現可能性等）

まずはじめに説明のあった「地方議員を取り巻く環境」については、野田市においても同様であり、野田市においても様々な角度から検討し、数多くの先進地視察も行ってきた経緯がある中で、平成 28 年 1 月 12 日に行政視察を行い、今回、平成 29 年 7 月に議員定数報酬について最終結論が報告されたことから、再度視察に伺ったが、特別職報酬等審議会への附議に至ることができなかったとのこと、議会改革の難しさが更にわかった、とても有意義な視察であった。

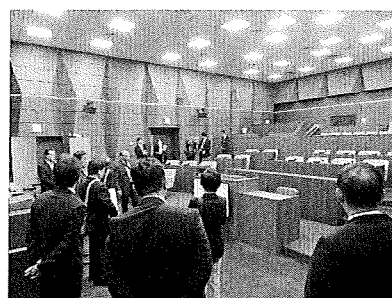
可児市の議会改革については、先ほど、概要で一部述べた通りであるが、特に、議員の活動量調査を行ったことは、本腰を入れて行わなくてはできないものであり、それをまとめてデータ化し公表されたことにも敬意を表するところである。

そして、定数・議員報酬の改正については、市民の皆様にご理解をいただけるように、様々な取り組みを長年してきた中で、「科学的根拠が見つからない。あらゆる面から検討してきたが、一歩踏み出していない」との結論を出されたが、現在、新しい試みとして「グループディスカッション方式の議会報告会の開催」や「外部評価の導入」などを進め、本気になって改正しようとする思いが、とても素晴らしく感じた。

野田市においても、市民とのキャッチボールをする中で、あらゆる面から議員職が魅力あるものとなるように、できるところから更に進めていく

べきと思われる。

次に、ICTの活用についても、様々な角度から話を伺う中で、一部であったが上記のようなメリットが沢山あることもわかり、また、iPad等についても、議会からの支給ではなく、政務活動費にて購入されている（概ね1台4万円～5万円程度）とのことであったので、野田市の現状も踏まえた中で、できるところから進めていければと考える。



(3) 加賀市 議会改革について（予算・決算委員会、議会のICT化等）

◇ 加賀市の概要と視察地選択の理由

①市制施行 昭和33年1月1日

②人口 67,993人 (29,093世帯)

③面積 305.87 km²

④視察地選択の理由（市政との関連性）

加賀市議会は、議会改革度調査で第4位に位置づけられるほど議会改革に積極的に取り組んでいる。平成30年度の実績で25自治体が議会改革関係で行政視察に訪れており、学ぶべき事項が多いと思われる。野田市においても、予算・決算委員会の常任委員会化などは、移転可能性を含め検討に値する有効な事項と考え、選定したもの。

◇ 視察時の状況

①視察時間 午前9時20分～午前11時20分

②視察会場 301会議室（市役所3階）

③対応者職氏名 加賀市議会副議長 今津和喜夫氏

加賀市議会議員 辰川志郎氏

加賀市議会事務局次長 奥村外与彦氏

◇ 調査事項の概要

今津加賀市議会副議長による歓迎の挨拶、平井委員長の挨拶の後、加賀

市議会事務局奥村次長から説明を受けた。

加賀市議会では平成 23 年 4 月 1 日に議会基本条例を制定し、①開かれた議会②市民が参加する議会③政策提案する議会④監視する議会⑤審議する議会等、市民から信頼される議会を目指して議会改革に取り組んでいる。

開かれた議会にするために、平成 23 年から政務活動費の全面公開、小学生の議会傍聴、平成 27 年からフェイスブック開始、本会議等のライブ中継などを始めた。

また、市民が参加する議会では、平成 23 年から延べ 93 ヶ所 3,763 人の市民参加の議会報告会の実施や、女性議会、小学生議会、中学生議会、高校生議会、高校生との意見交換会等の開催し、議会だよりモニター員制度及び議会おでかけ教室、議会モニター員制度の導入を開始した。

政策提案する議会では、平成 24 年に市民主役条例、平成 25 年にポイ捨て等防止条例、平成 27 年に地域医療を守る条例、平成 29 年に乾杯条例、災害対策基本条例、いじめから子どもを守る条例を施行した。

また、平成 27 年度より議会に PPDCA サイクル（計画(Plan)、手順・経過(Process)、実行(Do)、検証(Check)、改善(Action)のそれぞれの英語の頭文字を繋げたもの）を導入し、事業の進行管理や活動の振り返り、取り組みの評価、次の目標設定などに活用している。

そしてタブレット端末の活用においては、ペーパーレス化だけではなく、会議資料のデータ化、各種計画等のデータ化により事務改善が行われ事務の効率化、資料の整理におおいに寄与している。タブレット端末の導入は、平成 27 年度から行われ、会議の案内にも活用されている。議会側の導入経費については、iPad 本体（55,782 円×20 台）、カバー（2,775.6 円×20 個）、Wi-Fi ルーター手数料（3,240 円×2 台）で合計 1,177,632 円であり、仮に 5 年で償却すると 1 年あたり約 30 万円になるとのこと。導入効果としては、定例会、委員会、視察資料等の年間の紙の削減枚数は約 67,000 枚、削減費用は約 23 万円（3.4 円/枚）となり、議会事務局内のコピー機使用料は半分に減ったとのこと。説明で強調されていたこととしては、目に見える金額的な効果はそれほど大きくないが、目に見えない効果が非常に大きいと言われていた。目に見えない効果としての具体例としては、委員会審査において、以前、会議当日までに議員に資料が渡らない状

況があったものの、現在は所属委員会以外の資料も含め前日までにデータ格納が確実となり、審査の充実が図られたこと、また、臨時議会議案を以前は職員が議員宅へ持参していたが省略ができたこと、資料の差し替えも即時対応可能になったとの説明があった。

次に、加賀市議会の常任委員会は、総務経済委員会（定数 9 人）教育民生委員会（定数 8 人）予算決算委員会（定数 17 人）で構成されており、現在予算決算の案件は予算決算委員会へ付託し、2 分科会で分担審査した上で、分科会長報告・会長報告に対する質疑・討論・採決が行われている。

予算決算委員会については、初めに平成 27 年 3 月議会から予算委員会を常任委員会として設置し、同年 9 月には決算を含めた予算決算委員会として常任委員化を図っている。それまでの間は、予算案件は 3 つの常任委員会（総務、教育民生、産業建設）に分割付託をしていたため、既に分科会方式は確立されていた。なお、決算案件については、決算特別委員会に付託をしていた。よって、分科会方式の土台を基礎とすることができ、スムーズに常任委員会への移行できたのではないかと。そして、分科会の会長及び副会長は、それぞれの常任委員会の委員長及び副委員長とし、付託された議案の審査は、委員会の執行部に対する総括質疑を経て、各分科会へ分担し、各分科会における審査を行っている。また、分科会は、それぞれの常任委員会と同日開催とし、分科会終了後、常任委員会を開催しており、分科会審査は、議案の説明を受けた後質疑を行い、表決をとらずに、各分科会の会長が分科会審査の内容をまとめ、予算決算委員会で報告している。

予算決算委員会では、各分科会の会長報告に対する質疑及び討論の後、表決を行うが、本会議の討論と同様の趣旨の討論は、本会議のみで行うものとし、委員会での討論を差し控えることとしているとのこと。これらのことは、加賀市議会予算決算委員会運営要綱を定め、要綱の規定に従い運用しているとのことであった。

◇ 所 見（市政の課題等に対する実現可能性等）

加賀市では、市民に開かれた議会及び市民が参加する議会を目指す取り組みとして平成 23 年度から議会報告会を開催していたが、最初ほどの報告会もクレーム的な市民の参加者が多かったようである。そこで報告会の内容も議会で取り上げた注目テーマに絞ったり、参加者の皆さんから

の事前に用意したテーマについて意見交換することで、最初は文句を述べていた市民も、回を重ねるごとに議会に対する理解が増したとのことだった。またさまざまな厳しい声を聴くことで、議員もしっかりと勉強するようになり、相乗効果があるとの話だった。野田市では、市議会としての議会報告会は行われていないが、市民と何らかの接点を持つ機会を作ることで、ご意見やご提案をいただき議会活動に生かせるのだと思われる。

市民のための身近な議会になることが、市民が参加する議会、政策提案する議会への近道なのだと感じた。

また、市民が参加する議会の取り組みである女性議会、小学生議会、中学生議会、高校生議会等が議会・議員への興味となって、野田市における選挙の投票率アップの一助となればと思われる。

次に、タブレット端末等を活用した議会のICT化については、今津加賀市副議長から「まだタブレットを導入していないのであれば、導入に向けた検討を早急に進めるべき」との助言もあった。実際の活用法を自らの体験事例をもって説明されており、特に質問を行う場合などに過去の議会資料をタブレットからすぐに引き出せるなどのメリットについて強調されており、確かに私たち野田市の現状を見ると過去の議案や資料などは、保管スペースの問題等もあって、決して整理されているとは言えない状況であり、これらの問題解決には、非常に有効な施策であると思われる。既に加賀市議会でも導入して4年目を迎え、各議員のツールとして利用範囲は拡大しているようであり、ここ2～3年のうちに、ほとんどの議会でICT化が進むと思われると言われていた。野田市においては、議会基本条例の作成は不要とする結果に至っており、条例がなくてもできることから進めるべき事項はあるとしてきた。他市の議会改革の推進に取り残されることのないよう、真剣に検討を始めるべき時期に来ていると痛感させられる内容であった。

導入の課題としては、費用対効果はもちろんのこと、タブレット端末で取り扱う情報内容としてどのようなものを対象とするのか、セキュリティをどうするのか、導入初期における利用方法の周知をどう図るかなど、検討すべき事項を解消していく必要がある。特に加賀市議会でもパソコン等を苦手とする議員もいたようであり、苦難はあったと言われていた。しか

し、加賀市議会では、会議資料のデータ化、各種計画等のデータ化及び会議案内等のお知らせ等、タブレット端末を活用したペーパーレス化が図られ、タブレット端末導入費用に対する削減された紙の費用等の目に見える効果は大きくないが、委員会審査の充実、臨時会時の議案配付、事務局の事務効率化、書類整理の充実等、目に見えない効果が大きいと強調しており、また災害時の情報収集、情報伝達手段の一つとして活用もでき、市の災害対策にも活用しているという面も興味深いものであった。

予算決算委員会についても、考えさせられるべき点が多々あった。議会改革を進める市は、大半が常任委員会化を取り入れており、やはりそれなりのメリットがあるものと思われる。現在、野田市は予算決算委員会を特別委員会として設置し、事項別明細書を基にページごとの審査を行っているが、単に数字の確認で終わっているような感じが強い。以前から続いている審査方法ではあるが、他市の審査方法を見ると見直すべき時期に来ているのではないかと強く感じる。やはり、決算審査を通して、次の予算に結果を反映させるといった最も必要な事項が不足していると思われるし、再考していかなければならない重要な課題であり、あわせて予算決算委員会を常任委員会化するとなれば、現在4つの常任委員会があることから、これらを含めた各委員会の委員定数等を考慮し、今後の常任委員会の理想像を検討していかなければならないと思われる。これらのことを進めるに当たっては、議会運営委員会委員が中心となり、やはり議員全員が危機感をもって取り組むことが必要であると痛感した。

